

マイプラン学習講座 社会教育委員説明用資料(1)

項目	内 容
申請者	なもないミニコミ誌
事業名称	星空教室「季節によつて見える星座はなぜ違うのか」
事業の目的 及び趣旨	宇宙で起きている回転のしくみを知るために、太陽や地球の回転の動きなどを映像を中心に学び、宇宙の仕組みや星空観察の楽しさを理解してもらう。
事業日程	令和元年6月30日(日)10:00~12:00
会 場	八雲町公民館 集会室
参加対象	一般町民
事業内容	星空教室「季節によつて見える星座はなぜ違うのか」についての講演会 ・宇宙の解説 ・季節によつて見える星座(なぜ違うのか) ・映像での星空案内 ・宇宙に関する質問コーナー
予算	50,000円(うち申請額 40,000円)
講 師	角田 夏樹氏(スターフォレスト代表 和歌山県みやべ町在住)
その他	

角田 夏樹氏プロフィール

生年月日：1986年6月21日

趣味：読書、スポーツ、三線

starforest.kumano@gmail.com

和歌山県みやべ町在住

大学では天文学を専攻。大学卒業後、地元企業で3年働きましたが、「やっぱり星空ガイドになりたい！」と思いニュージーランドへ渡りました。ニュージーランドでは、星空ガイドをしつつ、日本とニュージーランドが共同で星の研究している施設で惑星研究の観測員もしていました。ニュージーランド国内で1番大きいMOA 望遠鏡を使って観測を続け、計4つの新惑星発見の瞬間に立ち会うことができました。約3年半のニュージーランド生活を経て帰国後、出身地の和歌山県みやべ町に戻り、世界に誇る観光資源「熊野古道」で、ニュージーランドで培った星空ガイドとしての経験と熊野古道の歴史的・文化的な価値、この2つを掛け合わせて「熊野古道で星空ツアー」などをはじめています。

マイプラン学習講座 社会教育委員説明用資料(2)

項目	内 容
申請者	八雲町フードツーリズム研究会
事業名称	野菜ソムリエから学ぶ、野菜と産業と地域再生
事業の目的 及び趣旨	私たちに密接に関わってくる食を野菜や産業という視点から学び、日々の食事に生かしていく方法や食をテーマに地域おこしをする方法などについて、日本野菜ソムリエ協会理事長より学ぶ。
事業日程	令和元年6月15日(土)10:30~12:00
会 場	八雲
参加対象	一般町民
事業内容	講演会を開催 ・食と野菜についての話 ・野菜を作っている農業、産業についての話 ・生産者と消費者の関係性について ・食を活用した地域おこし
予算	50,000円(うち申請額 40,000円)
講 師	福井 栄治氏(日本野菜ソムリエ協会理事長)
その他の	



日本
野菜ソムリエ

日本野菜ソムリエ協会



日本野菜ソムリエ協会

理事長　福井　美治

- 1987年 大学卒業後、日商岩井株式会社入社、食品部(化粧品)にて
2000年 ナショナル株式会社創立、副社長就任
2002年 日本ソムリエ協会にて理事會
2004年 STYLE2004～2017～HLJL～・JYD～にて受賞
2005年 社団法人日本農林規格協会
「GAP(適正農業規範)推進委員会委員」就任
2016年 日本J-SOMI-J日本協会設立 理事長就任

「野菜ソムリエの美学」(著書)
 「野菜ソムリエの基礎知識」(著書)
 「野菜ソムリエの基礎知識」(翻訳)

著書

「野菜ソムリエの美学」(翻訳)

「野菜ソムリエの基礎知識」(翻訳)

「野菜ソムリエの美学」(翻訳)

マイプラン学習講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は町内の団体、サークル、グループ（以下、団体等という）が自主的に行う学習会等に町が講師を派遣することにより町民の生涯学習活動の推進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 学習会等：次の要件を満たすものをいう。
 - ア 一般教養、趣味、生活、文化等の生涯学習活動を目的とした学習会、講演会、講習会等であること。ただし、スポーツに関することは除く。
 - イ 当日の参加者が15名以上いること。
 - ウ 参加者は一般公募すること。
- (2) 講師：学習会等に必要な講師、助言者、指導者をいう。

(対象となる団体等)

第3条 講師の派遣事業の対象となる団体等は次の要件を備えていなければならぬ。

- (1) 生涯学習活動を目的とする団体等であること。
- (2) 3名以上の企画運営者を有し、会員の過半数が八雲町民であること。
- (3) 団体等の代表者、連絡責任者が、八雲町民であること。
- (4) 団体等の規約及び会員名簿を有すること。
- (5) 自ら営利事業を行い、又は、他の営利事業に団体等の名称を利用させるものではないこと。
- (6) 政治団体または宗教団体でないこと。
- (7) 団体等が行う事業全体の補助金としないこと。
- (8) 国又は道の補助金及び町の他の補助金の交付を受けている事業については、原則として除くものとする。
 - 2 前項に定めるもののほか、教育長が認めるもの。

(計画書及び申請書の提出)

第4条 講師の派遣を希望する団体等は、実施計画書（様式1）及び実施申請書（様式2）を提出しなければならない。

(計画の承認)

第5条 教育長は、前条の申請に基づき、その事業内容を審査し、適当と認めるものに対しては、講師派遣について決定通知書を交付するものとする。
2 当該計画の承認については、八雲町社会教育委員の意見を聴取し、教育長が決定するものとする。

適当でないものについては、不承認通知書を交付する。

(講師との交渉)

第 6 条 講師は学習課題に十分にこたえ得る講師であること。また、講師との学習内容等の交渉は、団体等が行う。ただし、団体等から講師の選定等について相談を受けたときはこれに応ずるものとする。

(講師派遣)

第 7 条 講師派遣の承認を決定された団体等に対しては、講師の謝金を町費で負担のうえ講師を派遣する。

(講師謝金額の決定)

第 8 条 町が負担する講師者金額は、学習時間、講師の知名度、参加人員、催しの性格性等を勘案して決定する。

(事業計画の変更)

第 9 条 講師派遣の承認を決定された後の学習会等の計画変更は教育長の承認を受けなければならない。

(報告義務)

第 10 条 学習会等の終了後 1か月以内に、団体等は実施報告書（様式 3）を提出しなければならない。

(補 則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 5 月 1 日より施行する。
この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日より一部改正する。
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より一部改正する。